

【委員会記録】

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(11時40分)

それでは、これより商工労働部関係の調査を行います。

この際、商工労働部関係の6月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】(資料①②)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第2号)

【報告事項】

- 企業誘致の推進について(資料③)
- サテライトオフィス開設企業への支援について(資料④)
- 徳島県障害者雇用促進条例(案)の骨子について(資料⑤)
- とくしま物産振興戦略会議について(資料⑥)
- とくしまマラソンについて(資料⑦)

酒池商工労働部長

商工労働部から今議会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料に基づき御説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

一般会計・特別会計予算についてでございます。

商工労働部の平成24年度一般会計につきましては、補正額欄の最下段に記載のとおり、7,000万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、合計で652億2,405万9,000円となっております。

3ページをごらんください。

課別主要事項説明といたしまして、労働雇用課でございます。

労政総務費の摘要欄①緊急雇用創出臨時特別対策費におきまして、新たな雇用創出を図るための経費として、7,000万円を計上いたしております。

なお、事業の詳細につきましては、お手元に御配付の資料1、緊急雇用対策事業の概要を御参照いただきたいと存じます。

商工労働部において、今議会に追加提出を予定いたしております案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

続きまして、この際、5点御報告させていただきます。

まず第1点目につきましては、企業誘致の推進についてでございます。

お手元の資料2をごらんください。

徳島市に本社を置く船場化成株式会社が、阿波市阿波町の西長峰工場におきまして、新たな製造ライン

の導入を行い生産体制の強化を図ることとなりました。投資額約 3.6 億円で、新規雇用は 10 名程度が予定され、本年の 12 月に操業開始予定となっております。

同社は、レジ袋やごみ袋等のポリエチレン製品を製造しており、独自の製法により品質向上や環境に優しい製品づくりに取り組んでいるところでございます。

県といたしましては、地元、阿波市と連携を図り、円滑な操業に向けて支援を行ってまいります。

次に、報告の第2点目につきましては、サテライトオフィス開設企業への支援についてでございます。

お手元の資料3をごらんください。

サテライトオフィスプロジェクトにつきましては、地域振興総局と連携し取り組んでいるところであり、商工労働部といたしましては、サテライトオフィス開設企業のうち、本県で年間継続して事業活動を行うことにより地域経済の活性化や雇用の促進を図る観点から、ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金による支援を行うことといたしております。

このたび神山町におきまして、名刺管理サービスソフトの企画、開発を行う三三株式会社、NPO法人を対象とした業務支援を行う株式会社ソノリテ、美波町において、セキュリティ対策のソフトウェアを開発するサイファー・テック株式会社の3社に対して奨励指定したところであります。これにより、10 名を超える新規雇用が創出される予定でございます。

今後も関係部局等と連携し、積極的な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、報告の第3点目につきましては、徳島県障害者雇用促進条例(案)の骨子についてでございます。

お手元の資料4をごらんください。

平成 18 年の県内民間企業の障害者雇用率が 1.33%と全国最下位であったことを受けまして、県においては、これまで、とくしま障害者雇用促進憲章の制定やとくしま障害者雇用促進行動計画の策定を通じまして、障害者の雇用促進に向けて取り組んでまいりました。その結果、平成 23 年には全国平均の 1.65%を若干上回る 1.67%まで改善したものの、法定雇用率 1.8%を達成できていない状況にございます。

また、現在、法定雇用率の来年度からの引き上げが検討されており、取り組みをより一層加速させていく必要があると考えております。

このため、雇用する側はもとより、県民すべてが障害者雇用についての理解を深め、機運醸成を図ることが重要であるとの認識のもと、このたび障害者雇用促進条例を制定しようとするものでございます。

当条例におきましては、県、事業主、事業主団体及び県民それぞれが果たすべき役割を明確にし、関係機関が連携、協力して、職業教育、職業訓練の充実、県民等の意識啓発の拡大、県みずから率先した障害者の採用、関係機関と連携した啓発活動などに取り組み、県を挙げて施策を展開することで、障害者の働きたいという思いの実現を目指すものでございます。

今後におきましては、県議会での御論議やパブリックコメントを経て、本年秋を目途に条例を制定してまいりたいと考えております。

次に、報告の第4点目でございます。とくしま物産振興戦略会議についてでございます。

お手元の資料5をごらんください。

本県物産振興の戦略的な方針を検討するため、有識者等で構成いたします、とくしま物産振興戦略会議を去る6月 11 日に開催いたしました。

当会議におきましては、物産品の製造業者の売り上げを伸ばし、地域産業を活性化させるため、県産品の認知度や評価の向上、売れるとくしま県産品として戦略的な販売等の施策の展開方法等について御提言をいただき、今年度中に基本戦略を策定する予定といたしております。

次に、報告の第5点目は、とくしまマラソンについてでございます。

お手元の資料6をごらんください。

去る4月22日、四国最大級のマラソン大会であります第5回記念大会とくしまマラソン2012を開催いたしました。

5回目となる今大会につきましては、過去最多の9,525名のランナーが出走し、強い雨と風の厳しいコースコンディションの中、8,031名の方が完走されました。

今大会におきましては、阿波しらさぎ大橋を走り初めする新たなコースを設定し、ゲストランナーには、シドニーオリンピック女子金メダリストの高橋尚子さんらをお招きいたしました。さらに、ドイツニーダーザクセン州と中国湖南省からトップランナーや市民ランナーも参加され、国際色豊かな大会となったところでございます。

また、大会終了後、参加ランナーから、悪天候の中、沿道にお集まりの皆様の熱い応援の数々や心のこもったおもてなしに対しまして、感謝の言葉や感動のメッセージが多数寄せられており、今大会が心に深く残るマラソン大会になったものと考えております。

県議会の皆様方を初め、参加ランナー、運営、援助に当たられたボランティアの方々、沿道で声援を送ってくださった皆様方など、御協力をいただきました多くの県民、関係者の方々に、この場をおかりして心からお礼を申し上げます。

なお、このほか、お手元には県内主要景気指標に関する資料を配付させていただいております。今後、各定例会の事前委員会におきまして、配付いたしたいと考えております。

説明及び報告については、以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

午食のため休憩いたします。(11時47分)

有持委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時05分)

それでは質疑に入りたいと思います。

質疑をどうぞ。

森本委員

1点ほど。付託委員会でよかったんですけども、議会の中に新たな展開があったらいかんかなと思って、きょう、ちょっと慌てて質問をさせていただきます。

例の中国にだまされ続けている湖南省のチャーター便の件でありますけども、今までのスタートしてから、だまされるに至る経緯を簡単にちょっと言っただけですか。

板東国際戦略課長

就航して以後、中止に至るまでの経過ということの御質問と思います。お答えさせていただきます。

湖南省とのチャーター便ですけれども、昨年10月24日の本県と湖南省との友好交流提携をきっかけといたしまして、その後、本年の1月23日、中国でいいますと春節に当たる時期から、震災で延期になっておりました定期チャーター便の就航を再開するというところでスタートしたわけでございます。今回の定期チャーター便ですけれども、そもそも皆さん御存じのように、上海とか中国の沿岸部ではございません。上海などは非常にインバウンド市場が成熟しているところでございますけれども、一方で、内陸部のほうも成長が今、著しい市場として大きく成長しているところでございまして、そこから先んじて、インバウンドの旅行会社を取り込むことをねらいとして運航を実現したものでございます。

就航いたしまして2カ月間でございましたけれども、15便が本県と静岡県のほうにおりまして、全体で言いますと、本県では1,845人の中国の観光者の方をお迎えしたということでございまして、現在、本県の外国人旅行者の年間の延べ宿泊者数が2万1,500人ぐらいでございますので、2カ月の間でその1割に相当する方々をお迎えしたという状況でございます。

そういった状況の中で、皆様方も報道で御存じのとおり、東日本大震災から1周年の3.11のあたりに震災報道がたくさん流される中で、3月14日に震度5強という大きな余震がございました。これが中国、特に内陸部のほうでも大きく報道されたということがございまして、その翌日から大きなキャンセルが発生したと。そして、新しい申し込みが途絶えたということで、飛行機自体もお客さんが乗っていなければ飛ばすわけにまいりませんので、一時、運航休止ということになったわけでございます。

これまでの経過としましては、以上でございます。

森本委員

今、大体のところはわかりました。震災で、日本の地震が怖いからキャンセルが相次いだ、旅行者が減少したというのが向こうの旅行社の返事なんですよね。

湖南省との友好関係というのは、非常にすばらしいことだし、これはもちろん維持しなければならないんだけど、私が今回、問題にしるのは、あくまで向こうのいいかげんな旅行代理店のお話でありまして、それを取り違えないようにしていただきたいんですけども、その中で、地震を理由に断られた。3.11当初は原発関連で、例えば東京なんかは中国人のビジネスマンはほとんど姿を消しました。放射能には非常に敏感な国民性ですから。その中で今、ほとんど戻ってきている中で、地震で西日本の客が減ったっていうのは初めて聞いたんです。お隣の香川県なんかは逆にチャーター便をふやしている、2便から3便。そしたら、香川はいけて徳島へ来るお客さんは地震が怖いんかということになるでしょ。

これはどない考えても、向こうの旅行代理店がビジネスライクに考えた場合、徳島へのチャーター便は利益が上がらない、そのための私は方便ではないかなと思うし、恐らく職員の方も、たくさんの方が本音の中ではそう思ってるんじゃないかな。私は、部長以下、みんな本当はそう思ってるんじゃないかなと確信をいたし

ます。これ、本当に言うことを信じとんだとしたら、そっちこそ大きな問題で、いかがなものかなと思いますんで、向こうの理由というのは、ビジネスだからいろんな断る理由があるんだから、それはそれでいいんです、そう言わしといたら。

しかしながら、先行きについて、復活の努力をしているということを知事も記者会見で再三述べておりますけども、今、これに対してどういう動きをされとんですか。

板東国際戦略課長

再開に向けた取り組みということなんですけれども、4月の下旬に観光関係の商工労働部のメンバーが現地のほうへ参りまして、現地の旅行会社と色々なお話もしてまいりました。その後、4月の湖南省の旅遊局の副局長さんがお見えになった機会、それから5月でございますけれども、湖南省も含めます中国の中部地区の博覧会におきましても湖南省政府の方々に強く再開に向けての要請を行うのとあわせまして、さまざまなプロモーション等を行ってきたところでございます。

森本委員

じゃあ今、向こうの出方待ちということなんでしょうけども、担当課長として、再開するというか、向こうがまた再開をお願いしますというような動きになるとは思いますか。

板東国際戦略課長

現在、あちら側との話し合いの状況なんですけれども、当然、ああいう形で現在とまっておりますので、早期の就航の再開ということを念頭に、できればこの7月、8月から試験的とはいえ飛ばせないかというふうな交渉を行ってきたところでございます。

皆さん御存じのとおり、今回、15便飛ばしております。なぜかという、やはり連続チャーターの場合は、静岡もそうなんですけれども、徳島への到着便の復路は空で帰るということになりますので、一定の回数を飛ばすということがコスト面では重要な視点になってまいります。

そういった前提で、現地の旅行会社といたしましては、市場の調査も行いながら、中国の旅行シーズンは七、八月がトップシーズンですので、トップシーズンにおける使用機材の調達コストを反映した上で、ツアーの採算性が確保できる旅行商品として、安定的、継続的な運航ができるかという検討を行ってきたところでございますが、やはり、先ほどちょっと御意見もございましたけれども、震災の影響といいますか、市場の回復がまだまだ十分ではないというふうな現時点での結論にはなっております。現在のところは、以上でございます。

森本委員

最初の予定どおりフル回転したとしても、経済効果が果たしてあるのかなという疑問の声は当初からありました。徳島新聞の投書なんかでも私が見て、非常に数字上わかりやすい投書もありました。

そういう中で、外国航路をこの徳島につくるというのは非常に意味のある大切なことだと思うんですけども、箱物をつくるとか、道路をつくるとか、大型工事に比べたらささいな予算ですけど、でもこうした積み重ねというのが本当に行政の無駄というか、県民のモチベーションを非常に下げる部分がある。県政批判の中で、非

常に大きい部分があるんですよ、これ。いろんなところで私も声を聞くんですが、飯泉知事の支持率は非常に高いですけども、そんなにはない飯泉批判の中で、この中国のチャーター便の話っていうのは必ず出てきます。

私も、これがスタートするときに、議会で話したこともあるんですけども、医療ツーリズムのときかな、こういう話を煮詰めるとき、課内で議論して反対する人はおらんのかなと言うたら、皆、下を向いたときがある。これは頭が決めたら、従わないかなのかなというような思いをいたしました。今回になったら、いや酒池部長が大体しとるからみたいな話になって、これ部長の責任になってしまうよ。これは気の毒やなど私も思うし、内部でももう少し議論を高めて、撤退するときはする、勇気を持って。これも1つ大事なことはないかなと。それで、さらに新たな別の展開にみんなで知恵を出し合う。

これを全部、私は否定しませんよ。やってみなきゃわからなかったことだし。一昨年ぐらいから全国の地方都市で中国の富裕層をねらって、中国人観光客を寄せなければ地方の経済が成り立たないみたいなキャンペーンがいろんなマスコミでもやられましたから。その1つに、やっぱり徳島も県都として乗りおくれることはできないという形で私はやられたと思うんですけども、国内的に見ても徳島の観光行政の中での位置づけ、そんなのを考えたら、やっぱりいきなりチャーター便を飛ばして徳島へ来いよというのは無理があったんじゃないかなと思います。

例えば、初めてアメリカへ行く人って、やっぱりニューヨーク、ワシントン、ロサンゼルスへ行くでしょ。サウス何とか州のとか、ダコタ州の何とかという田舎町へ喜んで行かんと思う。これは中国人にも言えることなんよ。初めて日本へ来る人は、やっぱり東京や京都や大阪へ行きますよ。そしたら徳島っていうたら、なかなか私は継続は難しいなという思いです。はっきり言って。

これは観光行政そのものを見直さなきゃならないんですけども、そうした中で、他の政令指定都市なんかと同じような感覚で中国人を引き寄せるというのは、非常に困難な部分があるんじゃないかな。また新たな展開を非常に期待したいと思います。

とりあえずこの湖南省は、私はもうすべてなしというか、相手方との交渉はこらで打ち切るべきじゃないかなと。それで、新たな展開を考えてもらいたいな。特にチャーター便で連れてくるだけじゃなくて、こっちの人間を中国へ運ぶというのか、やっぱり何ぼ富裕層がふえたって、なかなかの国ですから、そういう知恵を出し合いて、もう少し民活を導入して、1件につき70万円も百何十万円も出すのは永久に続けられることでも絶対にありませんし、非常に不公平感というも我々旅行者の間に出てきますから。

15便、1,800人もの外国人が短期間に徳島へ足をおろしてくれたというのは本当にありがたいことだし、これは成果といえば1つの成果だと思いますけども、やっぱり財政的にいつまでも続く問題でもないと思うし、もうだめなものはだめときちっと切っても、私は批判はないんじゃないかなと思います。

今後、いかがでしょうか、部長。

酒池商工労働部長

そもそも湖南省とのチャーター便につきましては、先ほど板東課長のほうが申しましたように、昨年の10月24日に湖南省と徳島県との友好提携を締結いたしました。この中で、経済交流、それから観光交流、あと文化、スポーツ、医療も含めましてさまざまな交流の促進をしようというふうなことで締結がなされました。

その中の1つのツールということで、特に観光交流を促進するという意味においては、このチャーター便の就航というのは非常に大きな効果を発揮するということで始めたわけでございますけれども、その後、先ほどいろいろ御説明させていただきましたように、いろんな状況で今ストップしております。

先ほど委員のほうからも御提案いただきましたように、今、我々が検討しておりますのは、湖南省からのインバウンドだけじゃなくて、やはり徳島県、日本側からも送客できるような形でできないかどうか。それとこの前、三角チャーターで、徳島イン、静岡アウト、逆のバージョンもあるんですけども、それだけじゃなくて、それであれば徳島県に滞在する期間が1泊とか、2泊ということで少ない場合もありますので、それをできるだけ多くできないかどうか。今回ストップしたことによって、いろんな総括をして、そういった課題を洗い出して、それについて協議をいたしております。

それとともに、親和力というのは旅行会社なんですけども、そこだけじゃなくて湖南省には幾つかの旅行会社もございますので、複数の旅行会社あたりともいろいろ協議をする中で、今後、交流促進するという意味において、安定したチャーター便の就航がどういうふうにしたらできるかということは今、十分議論しているところでございますので、そのあたり御理解を賜りたいと思います。

森本委員

今回のこれは私は失敗と思うんですけども、これを糧に新たな中国観光という道を開いてもらいたいなと、こういう思いできょう御質問させていただいたところです。

ちょうど本会議でも質問したことがあるんですけども、尖閣の直後の一般質問で、地方都市が中国との交流をせんと生きていけんみたいな世論の中で、ああいう尖閣の事件が起きました。あのときも経済至上主義を改めて、いつも中国、中国は一たん一呼吸置いて、対中国、中国人に対する思いというのをきちっと再構築したほうがいいんじゃないかということを知事に質問した覚えがあります。尖閣諸島の問題というのは、ますます引こずっておりますし、東京都が今度、購入したいと。それに対して中国政府というのは、また今度どんな対応で出てくるかもわからないし、そうした中で中国との交流というのは非常に先行き不透明な部分がありますので、十二分に研究をされて、一方的な無駄な投資を彼らにしないような、徳島県のある意味でずい対中国観光行政を進めていただきたいし、皆さんでお知恵を出し合っていたいただきたいなと思います。終わります。

小川観光国際局長

先ほど委員のほうから、中国だけでなく、いろんなところにも目を向けたような観光、外国人誘客をしたらどうかというようなことがございましたので、私どももいたしまして、中国だけでなく、今、日本に來られている観光客が多い国といたしまして、台湾であるとか、香港であるとか、シンガポール、韓国といったところはノービザでも來られるというようなところでございますので、そちらのほうについても外国人の誘客について今後また、今もやっておりますけども積極的に働きかけたいと思っております。

それと同時に、今回のチャーター便につきましては、一時的な観光客というか、一過性の観光客をターゲットにしたということもありますので、例えば今現在、そのような国では、若いときから日本という国を知ってもらってというような教育旅行っていうものを過去にもやられておりますし、現在やっているのもございます。そう

いうものを使いまして、若い世代から徳島のファンになってもらう、日本のファンになってもらうというような方策につきましても積極的に働きかけていきたいということで、今後、香港でありますとか、韓国の大手旅行会社などに対して、徳島のツアーを組んでもらえないかというようなことにつきまして、真摯に積極的に働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

達田委員

先ほど資料で説明いただきましたので、そのことでちょっとお尋ねしたいんですけども、障害者の雇用促進等に関する施策ということで、条例案の骨子が出るんだということを出されております。

この中で、この条例をつくるに当たって、障害児を持つ保護者の方とか、あるいは障害者御本人とか、それからまた逆に雇い入れるほうの企業側の御意見をまとめて条例に生かしていくってことをされていると思うんですけども、主にどういうふうな問題点があるのかと。保護者の方なんかは非常に心配されている点が多いと思うんですけども、職業を持つということに当たって、御心配な点とかいうのはお聞きになってるのでしょうか。

新居労働雇用課長

障害者雇用促進条例の骨子ということについてのお問い合わせでございます。

これにつきましては、先ほど報告をさせていただきましたとおり、今議会において条例の骨子案を提案させていただいております。議会の御論議をいただきながら、また近々にはパブリックコメントを実施して、さまざまな皆様からの御意見をいただいて、9月議会において条例の提案をさせていただきたいというふうに考えております。

委員がおっしゃるように、そういう中で保護者の方とか、あるいは障害者の方、事業者の方からのさまざまな御意見をパブリックコメントの中では期待しております。ですから障害者の方の就職率っていうのは、平成18年で全国最下位でございましたけれども、近年、非常に向上しておるというような状況も含めまして、障害者の条例をつくらうということでございますので、そういう中で、さまざまなどういふふうな役割分担があるのかといったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。以上です。

達田委員

障害児を持つ保護者の方などから、これまでもいろいろな要望とかがあったかと思うんですけども、条例に生かすという意味で、パブリックコメントで受け付けますよといひましても、それは言うてきた人っていうか、自由に言うてくださいということになって、今、障害児を持つお母さんとかお父さんの声がたくさん寄せられてくるという保証がないわけなんです。ですから、例えば高校の再編なんかに関しては、今、中学生がいる家庭とか、小学生がいる家庭全部にアンケートが配られるんです。そういうふうな状況で、やっぱり一人でも多くの御意見が集められるような、そういう対策をとっていただいて、条例の中に生かされるような声を集めていただきたいと思うんです。

それともう一つは、実際に雇用してみて、また働いてみて、1年間様子を見て、そこで問題点はなかったのかどうかっていうのも、やっぱり検証する必要があると思うんです。で、改善をするなりなんなりしていかない

かんと思うんですけども、そういうのも条例の中に生かしていくべきじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

新居労働雇用課長

パブリックコメントでは、そういった方々の意見というものには非常に期待をしておるところでございますし、そういう点を含めて、条例の制定に当たっては反映させていきたいというふうに思います。

また障害者の方にとって、これは現在の行動計画の中でも定めておるんですけども、さまざまな障害者の方の特性を踏まえた職場環境づくりであるとか、あるいは職業訓練とか、そういったものの実施とか、そういったさまざまな対応は引き続きとっていきたいというふうなところがございます。

条例の中にも、でき得る限り反映してまいりたいというふうに考えております。

達田委員

お仕事をされるに当たって、お体の状況によって普通に仕事ができるという方もいれば、集中して長時間すると体調が悪くなるという症状の方もおいでらしいんです。ですから、休憩がちゃんと決まって仕事をすればできるんだけれども、みんなと一緒にせないかんように思って、ずうっとしよって体調悪くしたやいう、そういうお話もお伺いをいたします。ですから、その障害の状態に合わせてお仕事ができるという、そういう方向をやっぱり模索していただきたいなと思いますので、ぜひ皆さんの声というのがすごく大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、この職員の採用、県はみずから率先して障害者を採用するということになっております。国の目標が1.8%から2.0%に引き上げられるということなんですけど、県みずから率先してっていうんですから、これよりもっと高い目標値を掲げるのかなと私は思うんですけど、今現在の状況とその目標値の設定はどうなんでしょうか。

新居労働雇用課長

現在の障害者の雇用率でございますけれども、徳島県内の状況につきましては、毎年6月1日時点での雇用率について、国のほうに報告をするようになっております。直近の数字といたしましては、平成23年6月1日現在の数字ということになりますけれども、これにつきましては、県の知事部局におきましては、法定雇用率は2.1%というふうに定められておりまして、昨年の6月1日現在の雇用率は2.15%ということで、法定雇用率は達成しておるというような状況でございます。

達田委員

国の目標が上がるということなので、県はもっと引き上げるべきではないでしょうかという意味でお尋ねしたんですが。

新居労働雇用課長

今現在、5月23日の厚労省の労働政策審議会の場におきまして、法定雇用率を民間企業におきましては

1.8%から2%に上げるというような答申がなされております。国においては、政令等の改正とか、そういった作業に取りかかっているということをお伺いしております。ですから、当然、法定雇用率がアップになれば、徳島県におきましても特に条例の制定に当たりまして、それを考慮して、法定雇用率を守るような取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

達田委員

それでは、皆さんのお声をよく反映したい条例となるように期待をしております。

それともう一つ説明をいただいたんですが、緊急雇用創出事業の中で環境・エネルギーの「中小企業エコナビゲーター」派遣相談事業がございますね。これが3名というふうに出てるんですが、これは、この前いただきました主な事業の絵をかいてくれてるんですけども、6月補正で800万円の予算をつける中小企業エコナビゲーターかと思うんですが、この3名の方っていうのは、どういうところにおいで、そして対象の企業となる企業数がどれぐらいあるのか、お尋ねします。

丸谷企業支援課長

「中小企業エコナビゲーター」派遣相談事業についての御質問でございます。

この事業につきましては、この夏の電力需給が非常に厳しいということで、商工労働部で行いました107社の中小企業の出前相談によりましても、企業のほうから非常に厳しい意見といえますか、この夏に向けてどうしたらいいかという意見も寄せられております。このため、エコナビゲーターにつきましては、企業の現場に直接出向いて、企業の現場でそれぞれの事情に応じた節電対策、あるいはもう少し踏み込みまして、節電が省コスト化になって経営改善になる、いわゆる経営指導に結びつくような活動をしたいと思っております。

基本的には、エコナビゲーター3名につきましては、中小企業は製造業等がございますので、電気に関する専門的な知識が要求されると思っております。国の制度でありますエネルギー管理士という制度がございます。全国で3万人ほどおられますが、そういった資格を持つ方をまずは募集してまいりたいと考えております。そういった方を募集しまして、中小企業に直接、派遣いたしまして、そこで指導していただくというふうになると思います。

対象となります中小企業ですけど、非常に多うございます。それを一件一件というのは確かに厳しいものがあると思います。システムとしては、各業種ごとにそれぞれ特徴があると思いますので、各業種ごとにモデル的な企業を選びまして、そこに派遣して、モデルケースとしてそういう提案でありますとか、節電の計画を立てていただいて、それをなるべく業界全体に広めるというような仕組みを取り入れたいと考えております。

この対象となる訪問する企業ですけども、一応めどとしては50社程度を今のところ想定しております。そういったことで、モデル的な企業、あるいは相談のあった企業へ直接、派遣いたしまして、節電あるいは経営指導というものに結びつけてまいりたいと考えております。

達田委員

この3名の方が50社を回られるということで、その地域は主にどういうふうな配置になつてんでしょうか。

それとあわせてお伺いをいたしますけれども、節電といいますと夏場とか冬場とかの一時期に限られて、

集中して電力が使われるという時期があると思うんですけども、この方たちっていうのは、ずっと一年じゅうそういう活動をされるのでしょうか。

丸谷企業支援課長

地域でございますが、県下一円を対象としたいと考えております。製造業を中心に沿岸部、中央部に集中しておりますけども、そういったことではなくて、県南、県西、県央とバランスよく配置はしていきたいと考えております。

それから、夏場だけかという御質問でございますけども、この事業期間としては今年度いっぱいを考えております。集中的に夏場は活動する必要があると思いますけども、電力不足の影響というのがいつまで続くかわからない。あるいは省エネをきっかけにした経営支援といいますか、そういうコストカット、コストパフォーマンスを上げる経営指導は、通年、今後も必要だと思っておりますので、夏場を過ぎた秋以降につきましても、今年度中は引き続き継続して事業を展開してまいりたいと考えております。

達田委員

最後に1点だけ。同じ企業支援課ですけども、電力リスク緊急企業支援プログラム、これもございます。連動していると思うんですけども、もうちょっと具体的に説明をいただきたいと思うんですが、さっきの人が回っていくのが50社っていうことなんですが、自家発電施設なんかはどうでしょうかやいうのは何社になるのでしょうか、対象が。

丸谷企業支援課長

電力リスク緊急企業支援補助金につきましてでございます。

この対象補助金の1つの目安といいますか業種として、電力不足の影響が非常に大きい、あるいは万が一、計画停電になったときの影響が非常に大きい製造業でありますとか、あるいは情報関連産業、そういったところを対象業種としております。

基本的には、製造業でありますと1,000平米以上クラスの工場を対象としております。1,000平米以上となりますと、少し大き目の工場というふうになります。そこへ自家発電施設でありますとか、あるいは省エネ型の生産施設を導入する場合の補助でございます。対象としては1,000平米以上ですからかなり多いと思いますけども、自己資本による設備投資も伴います。補助金は5分の1としてございますので、自己資本も必要でございますので、そういった面で、対象としては非常に広い範囲でございますけども、実際、この事業を活用して申請していただける数というのは、今のところそう多くはない。10社以下ぐらいかなというふうな見積もりはしております。

達田委員

これも平成25年3月までということになっておりますよね。それで、どちらにしましても私どもは、電力っていうのは火力発電所等で十分、稼働率を上げれば足りるという立場なんですけれども、万が一とおっしゃるので、こういうのを導入しておくのは、別にいいことだと思いますので、どんどんと企業の方が導入するというこ

とはいいことではないかと思えます。

大きな企業によったら、発電所を自分で持つところもあるようですので、これからはそういうふうな状態になっていくんじゃないかと思うんです。ただ、試すといえますか、そうなりますと25年3月までとなりますと、ちょっとそのときの気候の変動にもかかわりますし、1年限りっていうのはちょっと短いかなと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

丸谷企業支援課長

確かに1年限りは短いというような御意見もございます。ただ、あくまで緊急的な措置として今回、提案させていただいております。今後、電力需要がどうなるかというところは不透明でございます。こういったことで、今回につきましては、平成25年3月までの緊急的な事業として御理解いただきたいと思えます。

それ以後の、例えば継続的な節電対策として、企業が生産ラインと同時にそういう自家発電施設を入れるというようなこととなりますと、通常の立地補助金がございますので、これの対象にもなるということで、これはあくまでも自家発電施設だけを入れる補助金として今、緊急的に入れる事業でございますので、その辺の短期的な取り組みを促す仕組み、あるいは立地補助金による中長期的な取り組みを促す仕組みということで御理解いただきたいと思えます。

達田委員

それじゃあ今伺いまして、人も施設設備も節電をお願いするということで取り組まれるということで、そちらは期待しておりますので、とにかく原発のない社会を県として力を入れていただきたいと思えますので、それを申し上げて終わります。

松崎委員

今回の補正提案は、労働雇用課の7,000万円ということになっておるんですが、今、達田委員のほうからも話がありましたように、資料1で、これは県の実施分ということになっておりまして、7つの事業を県としては新規雇用22人でやるんだということになっております。今年度事業で7,000万円ということですから他の事業もあると思うんですが、他の事業の目玉的なものがあるんであれば紹介したいと思えます。

新居労働雇用課長

この6月補正予算で計上されている7,000万円の主な内容というか、目玉というようなことであろうかと思えますけれども、今回、6月補正で緊急雇用創出事業7,000万円の補正予算を組ませていただいております。これは、先ほど企業支援課のお話もありましたが、あと南部県民局とか西部県民局でそれぞれ予算を要求していただいております。

具体的に、今回の趣旨につきましては、節電対策あるいは三連動地震への対策という特に緊急を要するものにつきまして、それぞれ関係部署で要求をいただいたというような状況でございます。

松崎委員

そしたら、この7事業で7,000万円ということで理解していいんですか。そういうことですか。はい。

それで、この事業はそれぞれ各総合県民局から積み上げてきたというか、総合県民局で消化していく部分という理解でいいんですか。

新居労働雇用課長

今回、7つの事業で7,000万円の予算ということになっております。

それぞれ、各部署、県民局等におきまして、委託等によりまして事業の実施を進めていくということになっております。

松崎委員

わかりました。ただ、この緊急雇用ということで、先ほど課長からお話しありましたけども、緊急雇用をやって3年目になるのかな。そこのところと、実際、緊急雇用で働いた方の話などを聞いてみると、6カ月が2回で終わりかな。そういう性格のもんで、今も話がありましたように短期で雇用して、それで終わりという話なんで、雇用が継続しないというんですかね、確かに緊急雇用だという話なんですけれども、この緊急雇用の評価と課題については、どのように検証されているんですか。

新居労働雇用課長

緊急雇用創出事業の評価とか、そういう点についての御質問でございます。

緊急雇用創出事業につきましては、平成20年秋のリーマンショックを受けまして、非常に雇用情勢が厳しいと、離職を余儀なくされた方がたくさんおいでというような状況の中で、緊急経済対策の一環の大きな柱ということで、国のほうから資金をいただきまして、県において基金を組んで雇用創出事業を実施しておりますという状況でございます。平成20年度から23年度までで、約7,500人の方の雇用の創出が図られております。

委員がおっしゃるように、緊急雇用という名称のごとく、離職を余儀なくされた方が次の就職を見つけるまでの間、当面の生活費を得るとか、あるいは緊急雇用でさまざまなメニューがございますけども、そういったさまざまな業種の体験ができるといったような利点もございまして、実施をしているところでございます。

引き続き、緊急雇用が終わった後、正規雇用に移っているかという状況につきましては、現在、把握はできておりませんけれども、こういったことについても後日、検証が必要なのかなというふうには考えております。

松崎委員

ぜひ、その評価なり課題というところでやっていく必要があるんでないかなと思うんですね。別の資料に出されているのでは、求人倍率はなかなかいいところいってるよと、徳島県は。そういう資料も出されてるんだけど、この緊急雇用の皆さんっていうのは失業者でないんでしょ。ないんですよね。

新居労働雇用課長

委員のほうからありましたけども、現在、徳島県内の有効求人倍率の御紹介をさせていただきますと0.91

倍ということで、リーマンショック以降、非常に落ち込んだ時期に比べたら、それ以上に回復をしてきておるといような状況になっております。

ただ県内におきまして、南とか西とか、やはり状況が悪いところがまだございますので、そういったところについては、十分対応していきたいというふうに考えております。

松崎委員

ぜひお願いしたいと思うんですが、ただ緊急雇用で雇用された人が、求人倍率の中で高い数値に見せかけてるのかなという、ちょっと心配も。そういう意味で、そこで働かされている、常にいつ切られるかもしれん、切られるということはわかっていると、そういう前提で雇用に赴いているという人の気持ちは、直接お聞きをしましたけれども、針のむしろの上におるような感じで日々働いてて……（「ほんまは失業者の中に入れんなわな」と言う者あり）という木南委員のお話もございまして、そういう視点からやっぱり雇用問題っていいですか、雇用対策っていうのはきっちり図られる必要があるんじゃないかなと。7,000万円のお金を使って、これ繰入金ということになっておりますんで、基金からの繰り入れだろうと思うんですが、そういう視点で連なっていくようなこととして、ぜひ考えてもらいたいというふうに思うところです。

それから、保健福祉部と政策創造部と商工労働部の「自殺者ゼロ作戦」推進事業というのが組まれておまして、これは700万円程度という予算が組まれているようなんですけども、商工労働部としては、特にいきよ若者サポート事業の中で、若者の未就職学生のケア、これにカウンセリング担当者っていう人が書いてあるんですが、これはどういう方なのかというのが1つ。

それから若者就労支援拠点、これは東部、南部、西部ってありますが、そこへ心理カウンセラーを配置するんだというのを太字で書いてあるんですが、こういう中で、県としては、大学や自殺予防協会と連携していくということのように思うんですが、ここのカウンセリング担当者、心理カウンセラー配置云々のところをもう少し説明していただいて、どういう人が当たって、どういう役割をきっちり果たしていけるのか。そのことによって、本当に自殺ゼロに近づいていけるのかどうか、どのように考えられとんでしょうか。

新居労働雇用課長

先ほど徳島県自殺者ゼロ作戦ということで、この6月補正予算に保健福祉部が中心となって、財源につきましても保健福祉部所管の基金を活用いたしまして、補正予算を要求しておるといような状況でございます。

その中で、商工労働部、特に労働雇用課につきましても、この平成24年1月から3月に県内で若者の自殺者が非常に多かったという状況もございまして、若者に対する就職支援というのが大事ではなかろうかというようなことから、いきよ若者サポート事業という中で、従前から徳島駅前に若者サポートステーションというのを設けて、いわゆるニートの方、ひきこもりの方についての就職支援とか相談を承っておったところでございます。

まず東部地域におきましては、徳島駅前にございます若者サポートステーションに週3回、心理カウンセラーの方を派遣しておったんですけども、それを週5日に拡大しようということが1つでございます。

それと南部地域につきましては、労働者福祉協議会というところがございまして、そちらのほうが阿

南市のほうに新たにライフサポートセンターっていうものを、これはさまざまな相談に応じる場所でございますけども、そういうライフサポートセンターを設置いたしましたので、そちらをお借りいたしまして、ここにつきましては、心理カウンセラーの方を派遣して、若者の相談に応じたいと考えております。

それと西部地域につきましては、この5月8日に徳島駅前にごさいます若者サポートステーションとほぼ同様の性格を持つものでございますけども、県の西部4市2町を対象としたあわ地域の若者サポートステーションというものが阿波市によって設置されました。ですから、こちらのほうにも相談体制を拡大していくということで、週1回ではございますけれども、心理カウンセラーの方を派遣して相談に乗っていただくというふうなことで、若年者の相談に十分対応できるような体制をつくって、自殺予防の一助になればと考えております。

松崎委員

若い人たちが就職しても、それから3年以内にはかなりの方がやめちゃうという現象も起こっているようですから、そんなこともしっかり大学側、高校側等と連携しながらケアしていく必要があるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

あと1点、これは今後、要望してっていうことになると思いますが、午前中の労働委員会関係の審議で、いわゆる労使関係の紛争、それから個別的労使関係のあっせんが全国で2番だ、3番だという大変高い率で県内の取り扱い件数があるということでした。ということは、やはり県内で働いている皆さんの中には、労使関係におけるいろんな労働環境であったり、処遇の問題であったり、そういったところに不満があって、あえて労働委員会まで相談に行ったり、調停にかかったりするんでないかなというふうに思うんです。

しかし、これはひょっとしたら氷山の一角みたいなもので、働くところがあるだけでもありがたいと思えみたいな感じの、そういう認識があるとすれば、これは大変なことなんで、しっかり働く皆さんが誇りと自信を持って生活設計ができるような労働条件をつくっていくべきだと思うんです。そのためにも徳島県の商工労働部、さらには国の機関もフル動員して、徳島県で働いて本当に知事の言っているスローガンが実感できるような働く社会っていうんですか、そういう徳島をつくる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今後ぜひ、自殺者ゼロを目指していく中にも、前途に希望が持てないということで若者がみずから命を絶つというようなことも言われているわけですから、そういうことのないように、ぜひ行政側としてもしっかり取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

これは要望みたいなものですが、先ほど森本委員から中国チャーター便の話がありましたけども、私もこのチャーター便に助成金を出して観光に来てもらおうという仕組み、これは長続きせんだろうなというふうに考えておったんですけども、ぜひ先ほど話があったように、いろんな方面からの検討をして、見直しをしてもらいたい。

その1つとして、当時、申し上げましたが、実は中国と日本の関係、また他の国との関係っていうのは、いろんな友好団体があるんです。そして、市民レベルでの草の根運動といいますか、そういうものが特に中国なんかとはつくられていると思いますが、私があるときに怒られたのは、助成金を出してまで中国の人に観光客で来てもらおうかと。そんなことをするのであれば、お金は要らんけども、我々草の根運動をやっている人のノウハウをしっかり県に聞いてもらって、それを生かすような観光行政、それから交流事業をやるべきやということを言われました。

その方が一生懸命書いてくれた趣意書をお渡ししたりして、その趣意書をぜひ生かしてもらいたいというふうに思っております、本当に草の根でやっている人たちのところへ、例えば、知事自身が交流会が徳島市内であるとすればそこへ行って、トップセールス的に歓迎のあいさつをすとか、いろんなやり方はあろうかと思うんですが……（「そんな地味なことはせんわ」と言う者あり）そういうことなんです。新聞の一面に載るような事業よりも、そういう草の根のところへ行って、少人数でもしっかりやってもらおうと。そういうことをやるような観光や交流の行政といいますか、事業にしてもらえればいいんじゃないかなと、これは私の思いです。以上です。

有持委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもちまして質疑を終わります。

以上で、商工労働部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますけれども、ただいまの予定といたしましては、7月18日から20日までの3日間の日程で、地域活性化につながる観光スポットづくりやシカ肉の消費拡大への取り組み等を調査するため、北海道方面の関係施設等を視察したいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、視察先につきまして、特に調査したい内容等がございましたら、事前に委員長のほうまでお伝えいただけましたらと思いますので、よろしく願います。

これをもちまして、経済委員会を閉会いたします。（14時08分）